

平成30年度 労働基準監督官採用試験について

労働基準監督官 を募集します



平成30年度労働基準監督官採用試験を下記日程により実施します。

いわゆるブラック企業や過労死等の社会問題に対して、長時間労働の是正に向けた取り締まりの強化や働き方改革のさらなる促進等を実現するため、労働基準監督官の採用予定者数を増員します（平成29年度募集時より50名増員の280名）。

また、より多様な人材を確保するために採用の仕組みが変わります。
（最終合格後、勤務を希望する労働局で採用面接を行い、採用後は原則として採用された労働局で勤務します。）

インターネット受付期間

平成30年 **3/30** (金) 9:00~ **4/11** (水) 受信有効

インターネット申込用受験案内アドレス

【http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnai/jyukennannnai_rouki.pdf】

インターネット申込専用アドレス

【<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

採用予定者数

●労働基準監督 A（法文系）約 **210** 名 ●労働基準監督 B（理工系）約 **70** 名

試験日

- | | | |
|-------------|-------|---|
| | 平成30年 | 6/10 (日) |
| ●第1次試験合格者発表 | 平成30年 | 7/ 4 (火) |
| ●第2次試験 | 平成30年 | 7/11 (水) 12 (木) 13 (金) |
| ●最終合格発表 | 平成30年 | 8/21 (火) |
| ●勤務希望局面接 | 平成30年 | 8/22 (水)~ |

勤務を希望する
労働局での面接
がはじまります！

労働基準監督官の主な仕事

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

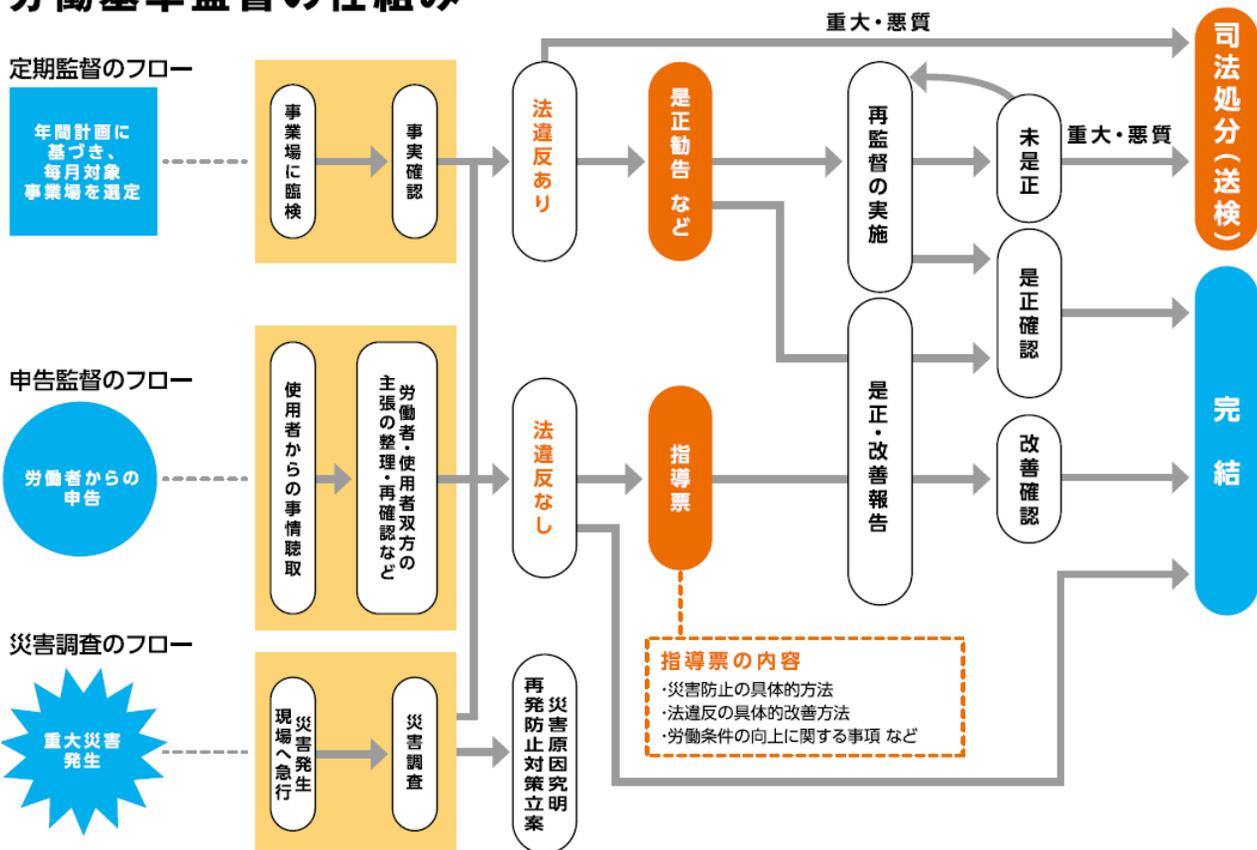
司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や搜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

安全衛生業務

労働安全衛生法などに基づき、職場における安全衛生管理体制の確立、働く人の危険または健康障害を防止するための措置などを講じるよう指導、情報提供などを行います。また、ボイラー、クレーンなどの危険な機械については、製造許可や検査を行ったりします。さらに働く人に重度の健康障害を生ずるおそれのある化学物質など有害物が製造されていないか調査を行うこともあります。

労働基準監督の仕組み



監督指導業務について



平成6年任官
大阪労働局 大阪中央労働基準監督署
第一方面主任監督官

柴田 創 HAJIME SHIBATA

声なき声を聞き、 隠された真実を見抜く。 労働基準監督官。

誰もが正しいことを説明してくれるとは限りません。実際、監督に入った会社で虚偽の書類を提示されたこともあります。その場合、事前に仕入れた情報、場合によっては内通者の協力を得て、いかに相手から正しい情報を引き出すのが大事となります。

様々な手法を用いて事実を見極め、法違反を認めるときには指摘を行い、そしてこれを是正させることが、労働基準監督官の腕の見せ所であり、監督指導業務の醍醐味だと思います。



◎ 事案検討会



◎ 労働相談



現在の仕事内容は？

大阪中央署は、全国で2番目の規模の労働基準監督署です。私は署に寄せられる相談を含め、様々な情報から管内の問題点を分析し、署内の労働基準監督官の監督実施計画を作成し、その内容を確認し、管内の遵法状況の動向を分析するなどのマネジメント業務を行っています。もちろん自らもプレイヤーとして、窓口・電話での相談業務、事業場に臨検し労働条件・安全管理などを調査し、法違反を指摘し行政指導を行う臨検監督なども行っています。

労働基準監督官として 心がけていることは？

労働基準監督官の業務は、法律の説明や指導を一面的に行うだけのものではなく、それ以上に事業場の担当者や相談に来られる労働者の方たちの話をよく聞くことが求められます。どのような立場の方が、どのようなお話をされたとしても、公正中立な立場で法律に基づいた判断を行うことが必要となります。

ですからあまり感情移入をしすぎて、論理より感情が先走ってしまうことがないように常に冷静な状態で、適切な判断ができるように心がけています。



◎ 署内会議



◎ 労務管理講習会での講演



◎ 係内で事案の検討



◎ 定期監督



◎ 決裁書類の受け取り



◎ 労働時間の確認作業

労働基準監督官になって 良かったことは？

労働基準監督官は労働者が働くすべての事業場を対象として業務を行う仕事ですので、他の仕事と比較しても、さまざまな業種、立場の方と会ってお話する機会があると思います。何年、何十年と仕事を続けていても、新たな業種、今まで会ったことがないような方と、仕事をすることができる機会に恵まれています。

ですから好奇心旺盛でいろいろな体験をしたい方、マニュアル通りではなく、常に応用を利かせた仕事をしたいと考えている方にとっては、毎日に変化に富み、バラエティ豊かな充実した日々を送れると思います。